

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、用務のために旅行する特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター「以下、当法人」の役員、職員及び評価調査者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 第7条に規定するもののほか、旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃及び車賃をいう。）、宿泊料及び日当とする。

(交通費)

第3条 鉄道賃は、鉄道旅行について、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金により支給する。

2 船賃は、水路旅行について、旅客運賃及び寝台料金により支給する。

3 車賃は、陸路（鉄道を除く。）の旅行について、路程に応じ、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等の交通機関の運賃により支給する。ただし、当該交通機関の運行がない経路である場合又は用務上の必要若しくは天災その他やむを得ない事情により本文に規定する車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額を支給するものとする。

(個人所有の交通用具を使用した場合の交通費)

第4条 個人所有の交通用具を使用した場合には、次の合計額とする。

1 通行料及び駐車料等については実費

2 1キロメートル当たり20円として算出した額

(宿泊料)

第5条 宿泊中は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たり15,000円を限度として実費額を支給する。

(日当)

第6条 姫路市以外への出張に際しては、1日1,500円、兵庫県外への出張に際しては、1日3,000円の日当を支給する。但し、評価調査の業務には支給しない。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し、有料道路の使用については、片道30Km以上の行程のみに支給する。ただし、天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支払い)

第8条 旅費の支払いは、当法人の定める旅費申請書類に必要事項を記入のうえ、実費が確認できる証憑を示し、事務局に申請のあった額に基づいて行うものとする。但し、評価調査の業務にかかる旅費については、予め積算された額を評価業務の報告をもって、支払うものとする。

(評価調査者研修の参加費)

第9条 評価調査者が、法人の命により事業実施に必要な研修に参加した場合には、上記の旅費に加えて、実際かかった研修参加費用を支給する。

(補則)

第10条 この規程の運用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、法人設立日から施行する。

平成31年4月26日改定し、令和元年5月1日より適用する。

令和2年5月18日に改定し、令和2年6月1日より適用する。